

本「手引き」で使用している用語について

(※を付けた用語の定義は、本事業において用いているもの。)

<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律 (成年後見制度利用促進法)</p>	<p>平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。</p>
<p>成年後見制度利用促進計画 (国基本計画)</p>	<p>平成29年3月24日に、成年後見制度利用促進法に基づいて閣議決定された計画。基本計画にもとづいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度です。 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。 (法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15) をもとに作成。)</p>
<p>成年後見制度 (法定後見制度)</p>	<p>法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。 法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人。以下、本手引きでは「成年後見人等」又は「後見人」と言う。)が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権(本人を代理して契約などの法律行為をする)、同意権(本人が自分で法律行為をするときに同意する)、取消権(本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す)を行使することによって、本人を保護・支援するものです。 (法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15) をもとに作成。)</p>
<p>成年後見制度 (任意後見制度)</p>	<p>任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。 (法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15) をもとに作成。)</p>
<p>権利擁護支援(※)</p>	<p>認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下のような目的でなされる支援です。 ①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復(救済)。 例：老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)51条の11の2に基づく市町村長による申立て ②「契約(当事者間の合意)」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使。 例：福祉サービスや施設入所などの契約</p>

<p>「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」</p>	<p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。</p> <p>「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。</p> <p>各地域において、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ）不正防止効果に配慮することが求められています。</p> <p>【→国基本計画 p.4～p.5、p.7～p.9、p.9～p.16 参照】</p>
<p>「チーム」</p>	<p>権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、 ・後見等開始後はこれに後見人が加わって、 <p>協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。</p> <p>後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。</p> <p>国基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。</p>
<p>「協議会」</p>	<p>後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。国基本計画では、期待される成果として、以下の事項が例示されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①以下のような地域課題の検討・調整・解決 <ul style="list-style-type: none"> ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること ・多職種間での更なる連携強化を進めること ②成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整

<p>中核機関</p>	<p>専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託）。</p> <p>「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークがオ）不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。</p> <p>国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、本「手引き」においては、中核機関の役割を以下の3点に集約して整理しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」</p> <p>イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」</p> <p>ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」</p> </div>
<p>成年後見等実施機関</p>	<p>成年後見等実施機関は、成年後見制度利用促進法第2条において、「自ら成年後見人等となり、または成年後見人等もしくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう」と定義されています。</p> <p>「成年後見等実施機関」という概念は、中核機関の機能を含む一方、成年後見人等としての機能を含む複合的な概念であることから、本「手引き」では、概念の整理を行う観点より「中核機関」、「成年後見人等」という文言を使用します。</p>
<p>成年後見人等</p>	<p>家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人を指します。</p> <p>本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。</p> <p>成年後見人等に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等があります。</p> <p>（法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15）をもとに作成。）</p>